

川越市食品衛生法施行細則の一部改正（案）について

平成25年2月

保健医療部 食品・環境衛生課

1 改正の趣旨

川越市食品衛生法施行細則では、食品衛生法の施行に関し必要な事項を定めています。

平成16年の食品衛生法施行規則の一部改正により、監視指導の実施について定めた同令第37条の2が削除されたことに伴い、同条第2項の規定による採点制度を用いた優良店舗の指定制度を廃止しようとするものです。

なお、川越市では平成15年に「食品及び環境衛生優良施設等に関する表彰要綱」を定め、優良施設等の表彰を行っております。

2 改正の内容

優良店舗の指定について定める規定（第14条）及び優良店舗の営業者に対する標識の様式（様式第19号）を削ろうとするものです。

※そのほか平成24年の川越市食品衛生法施行条例の一部改正に伴う引用条項の規定の整理等を行います。（この部分については、川越市意見公募手続条例第4条第4項第8号に該当するため、意見公募の対象外となります。）

3 施行予定日

平成25年4月1日